



平成20年1月22日

瑞穂市長 堀 孝 正 様

瑞穂市上下水道事業運営審議会  
会 長 鈴 木 治

### 下水道使用料の改定について（答申）

平成19年10月11日付け瑞水事第332号で諮問のあった下水道使用料の改定について、瑞穂市の下水道等事業を取り巻く諸情勢を踏まえ、慎重に審議を行い、検討を重ねた結果、ここに結論を得たので、下記のとおり答申する。

#### 記

基本水量を超える1m<sup>3</sup>当たりの下水道等使用料180円（税抜き）を150円（税抜き）に改定することもやむを得ないと判断する。

なお、改定にあたり次に示す付帯事項に取り組むことを要望する。

#### 付帯事項

- (1) 市全域について市民の意見を反映した汚水処理計画を早期に策定し、公表すること。
- (2) 市全域の汚水処理計画に係る年次別財政計画を策定し、公表すること。
- (3) 市全域の汚水処理計画に基づく使用料の試算を行い、長期的視点に立って改定後の使用料の検証を行うこと。
- (4) 下水道等事業の経営状況について、広報・ホームページで分かりやすく公開すること。
- (5) 水洗化率の向上を阻害している原因を調査するとともに、目標を定めて適切な施策を講じること。
- (6) 水環境の保全、改善に対し市民の理解、協力が得られるように努力すること。
- (7) 一般会計繰入金の増加抑制のために、下水道等使用料体系について逡増累進制を検討すること。
- (8) 平成23年度以降の早い時期に下水道等使用料の審議を行うこと。

# 答 申 内 容

## 1. はじめに

公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント(以下、「下水道等」という。)及び合併浄化槽の汚水処理事業は、清潔で快適な生活環境の改善、河川等公共用水域の水質保全及び豊かな自然環境の保全に寄与するものであり、市民が健康で快適な生活を営んでいくために、欠くことのできない重要な事業である。

瑞穂市の汚水処理事業は、平成9年度に農業集落排水(呂久処理区)、平成15年度にコミュニティ・プラント(別府処理区)、平成16年度に特定環境保全公共下水道(西処理区)が供用開始しているほか、平成10年度から浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定め、合併浄化槽の設置を推進している。しかし、市内に在住する約6割の人の生活排水が未処理であり、今後、積極的に汚水処理の普及に努めていく必要がある。

## 2. 審議内容

諮問事項は、基本水量を超える1m<sup>3</sup>当たりの下水道等使用料(以下、「超過使用料」という。)180円(税抜き)(以下、超過使用料については「税抜き」とする。)を150円に改定することの是非についてである。

諮問に至った背景は、現行使用料の基礎となった財政計画の見直しを行ったこと及び下水道等整備区域の水洗化率の伸びが低迷していることと説明があった。

諮問内容を検証するために、本審議会では、次の3つに論点を絞り、審議することにした。

- (1) 下水道等使用料の基礎となる対象経費の考え方
- (2) 下水道等使用者とそれ以外の市民との公平性の確保
- (3) 水洗化率向上について

### (1) 下水道等使用料の基礎となる対象経費の考え方

下水道事業は、地方財政法の規定により特別会計を設け、事業の管理・運営に要する費用について、原則、当該事業に伴う収入をもって充てなければならないことになっている。ただし、経費の性質上、収入をもって充てることが適当でないもの、議会の議決を経た場合で、能率的な経営を行っても収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費は、一般会計からの繰出しが認められている。

さらに、国土交通省は、「平成16年12月16日付け国都下管第10号下水道経営に関する留意事項等について」の通知により、「下水道管理者は、能率的な経営の

水洗化率 下水道等に接続している件数の人口比(一般的に人口比で示すことになっている)

下で必要となる事業の管理・運営費用のすべてを回収できる水準に下水道使用料を設定し、これを確実に徴収するように努めなければなりません。」としている。

しかしながら、管理・運営費のすべてを使用料により回収しようとするれば、著しく高額な使用料となるため、現状において管理・運営費のすべてを使用料で回収している自治体はほとんどない。

瑞穂市の供用開始済みの3処理区の平成18年度決算に基づく経営状況は、表1に示すとおり、汚水1m<sup>3</sup>の処理に要する費用(汚水処理原価)は3処理区の合計で797円である。その内訳は、維持管理に要する費用が234円、起債の元利償還に要する費用(資本費)が563円となっている。一方、現行使用料における汚水1m<sup>3</sup>の使用料単価は186円であり、汚水1m<sup>3</sup>の処理につき611円の収入不足が生じている。この収入不足を補うために平成18年度は、一般会計から3億3,145万円が下水道等特別会計に繰り入れられている。

表1 平成18年度下水道等事業に関する経営指標(税込み)

事業名 (処理区名)	汚水処理原価		A=a+b	使用料 単 価 B	不 足 単 価 C=A-B	一般会計繰入金
	維 持 管理費 a	資本費 b				
特環下水道(西処理区)	539円	191円	348円	186円	353円	1億2,888万円
農集排(呂久処理区)	523円	250円	273円	185円	338円	1,859万円
コミ・プラ(別府処理区)	1,256円	291円	965円	187円	1,069円	1億8,398万円
合 計	797円	234円	563円	186円	611円	3億3,145万円

超過使用料を180円から150円に改定することは、一般家庭を対象とした使用料は11%の値下げになり、その影響は、経費回収率の低下と一般会計からの繰入金の増大をもたらす。経費回収率については、値下げすることより一時的に悪化するが、水洗化率の向上を見込めば、平成21年度には、平成18年度を超える水準に回復することが、資料により示された。一方、一般会計繰入金の試算は、超過使用料180円の場合、平成19年度から平成27年度までの9年間で26億6,653万円、超過使用料150円とした場合、28億109万円となり、9年間では1億3,456万円の増となり、年平均では1,495万円の増である。

## (2) 下水道等使用者とそれ以外の市民との公平性の確保

下水道等は道路、公園といった不特定多数の市民が利用できる施設と異なり、使用者が特定できる施設であり、市民負担の公平性からも使用者は、その受益の程度

に応じて下水道等使用料を負担することが求められるところである。

瑞穂市の下水道等事業については、公費で負担すべき以外の一般会計繰入金があり、下水道等未普及地域の市民の税金も下水道等の経費に充てられており、下水道等使用料を値下げする改定に当たっては、下水道等未普及地域の市民の理解と協力が得られるものでなくてはならない。

下水道等未普及地域の市民の理解を得るためには、市全域について汚水処理計画を早急に策定及び公表し、計画に対する市民合意を進めるべきである。また、一般会計からの繰入金については、下水道等事業の経営状況を分かりやすく情報公開し、透明化を図り、市民の意見を聴く機会を設ける等の取り組みが必要である。

また、下水道等使用料改定に当たっては、浄化槽利用者が負担している管理費との比較についても考慮しなければならない。表2は、合併浄化槽の管理費と下水道等使用料の比較である。

表2 合併浄化槽管理費と下水道等使用料の比較

種別	細別	管理費・使用料 (年間、税込み)	備考
合併浄化槽	5人槽	54,827円	保守点検、清掃、法定点検手数料及び電気代を含む。
	6~7人槽	57,074円	
	8~10人槽	68,516円	
下水道等 (水量27m <sup>3</sup> /月)	現行	58,716円	超過使用料180円/m <sup>3</sup> とした場合
	改定後	52,290円	超過使用料150円/m <sup>3</sup> とした場合

さらに、市民負担の公平性という観点からは、事業所等の大口排出者が一般家庭と同一使用料体系でよいのかという問題がある。現在、瑞穂市の使用料体系は、10m<sup>3</sup>まで1,600円(税抜き)、超過使用料が180円の基本使用量付き均一従量制というもので、同じ汚水量であれば、事業所等と一般家庭では使用料単価は同額である。多くの自治体では、生活排水に比べ大量排水ほど単位当たりの使用料対象経費が増大する傾向にあることから、個別原価に基づき逓増累進制を採用している。逓増累進制は、排出抑制が働きやすく、資源問題、環境問題等に寄与するとも言われている。併せて一般会計からの繰入金を減少させる効果もあり、使用料改定にあたり逓増累進制を検討すべきと考える。

### (3) 水洗化率向上について

下水道等が整備された地域にあっては、その効果を最大限に発揮させる行政の取り組みが必要である。その指標は水洗化率で示すことができ、各処理区の水洗化率

の推移と改定後の目標は表3のとおりである。

表3 処理区別の水洗化率の推移と目標

事業（処理区名）	水洗化率				
	H15年度末	H16年度末	H17年度末	H18年度末	H27年度末
特環下水道（西処理区）	-	30.5%	51.7%	58.7%	88.0%
農集排（呂久処理区）	97.1%	96.4%	96.2%	97.5%	97.5%
コミプラ（別府処理区）	8.1%	19.1%	26.6%	29.4%	80.0%
平均	9.8%	29.5%	43.2%	47.9%	85.0%

呂久処理区は、ほぼ全世帯の水洗化が完了しており、西処理区は、供用開始3年ということらを考慮すれば、まずまずの水洗化率という評価ができる。しかし、西処理区より1年早く供用開始した別府処理区は29.4%と低迷している。

水洗化率の向上は、今回の使用料改定の理由の1つになっており、値下げの改定が水洗化率向上のきっかけになることを期待したい。また、水洗化率を向上させるためには、高齢化世帯や借家など処理区固有の問題を把握するほか、宅地内の工事に要する費用が障害になっていることが想定され、水洗化率の向上を阻害する要因を処理区毎に詳細に調査し、必要に応じ排水設備工事費の支援制度についても検討する必要があると考える。

### 3. 審議結果

諮問事項は、超過使用料について、処理場経費を見直したことにより180円決定時の維持管理費が削減できたため、150円に改定した場合でもこの維持管理費を使用料ですべて回収できるという内容であった。しかし、平成18年度決算では、維持管理費に対して公費で負担すべき以外の一般会計繰入金があることから、値下げの使用料改定の妥当性について、主に前記3つの観点から審議検討をした。

その結果、既存処理区の水洗化率が伸び悩んでいることは、施設の有効活用や水環境の改善の政策課題に照らして早急に取り組まなければならない課題であることに至った。そして、この課題に早急に取り組むことはもちろんであり、使用料を改定することが課題解決のきっかけになることを期待し、今後の事業の健全な発展につながると考え、諮問のとおり長期的な収支の均衡により超過使用料を150円に改定することもやむを得ないと判断する。

なお、改定にあたり次に示す付帯事項に取り組むことを要望する。

#### 付帯事項

- (1) 市全域について市民の意見を反映した汚水処理計画を早期に策定し、公表

すること。

- ( 2 ) 市全域の汚水処理計画に係る年次別財政計画を策定し、公表すること。
- ( 3 ) 市全域の汚水処理計画に基づく使用料の試算を行い、長期的視点に立って改定後の使用料の検証を行うこと。
- ( 4 ) 下水道等事業の経営状況について、広報・ホームページで分かりやすく公開すること。
- ( 5 ) 水洗化率の向上を阻害している原因を調査するとともに、目標を定めて適切な施策を講じること。
- ( 6 ) 水環境の保全、改善に対し市民の理解、協力が得られるように努力すること。
- ( 7 ) 一般会計繰入金の増加抑制のために、下水道等使用料体系について逡増累進制を検討すること。
- ( 8 ) 平成 2 3 年度以降の早い時期に下水道等使用料の審議を行うこと。

#### 4 . その他

審議の過程で次の意見があったことを付け加える。

- ・平成 1 8 年度の経営状況から判断すると値下げする要素は全くない。
- ・供用開始後 3、4 年であり、経営が安定するまで様子を見るべきである。
- ・下水道全体計画が示されていない段階では審議できない。
- ・今回のように数年後に見直す暫定的な改定は納得できない。

#### 5 . おわりに

瑞穂市の汚水処理に対する施策は、県内で最も遅れており、近年、環境問題が注目される中、今回の使用料改定が水洗化率の向上につながり、水環境が改善されることを期待する。

一方、地方自治体の財政圧迫の主な原因が下水道事業であるとの指摘もあり、今後、市全域の汚水処理計画の策定に際しては、本審議会の意見を聞くなど広く議論していくことを要望する。

